

# 古賀市教育大綱

—すべての人が尊重し合い未来を拓く子どもたちが輝くまち—



令和6(2024)年度～令和9(2027)年度

福岡県古賀市

# 目 次

はじめに .....	1
1 古賀市教育の基本目標.....	2
2 大綱策定の趣旨 .....	3
3 第5次古賀市総合計画と古賀市教育大綱と古賀市教育行政の 目標と主要施策との位置づけ .....	4
4 大綱の重点目標 .....	5
(1) 「生き抜く力」を育み、未来を切り拓く子どもを育成する学校教育 の充実	
(2) 人権と多様性を尊重する意識を高める学校・社会教育の推進	
(3) 青少年が健やかに育つ環境の充実	
(4) 明るく元気に交流し合うスポーツ活動の促進	
(5) 豊かな心を育む文化芸術活動の促進	
(6) 郷土愛を育む文化財の保存・活用	
(7) 学び合いを支える社会教育・生涯学習の活性化	

## はじめに

私たちは、新型コロナウイルス感染症のパンデミックという未曾有の事態を経て、気候変動の影響による災害の頻発や国家・地域間における紛争の継続など今も世界中でさまざまな問題に直面しています。また個人と世界をつなぐ情報通信が溢れる中で価値観の衝突や融合が生まれるなど、現代社会は目まぐるしい変化の中にあり予測困難な時代です。

古賀市は、チルドレンファーストの理念に基づき、子どもと子育て世代を大切にすることを私たち先行世代の「未来への責任」と考え、子どもの声を聴き、意見表明を支援する子どもアドボカシーの推進などを通して子どもの「生き抜く力」を育み、子育て支援の強化や教育環境の充実を図っています。

古賀市教育大綱は、令和5年6月16日に閣議決定された第4期教育振興基本計画を参酌し、第5次古賀市総合計画に示された教育政策に基づき、共通課題として横断的に捉える人権の視点も取り入れつつ、市長と教育委員会で構成する古賀市総合教育会議での協議を経て、古賀市の教育施策の基本的な方針として策定したものです。

これから4年間、この教育大綱に基づき教育部局と市長部局が密接に連携して、教育政策が展開されるよう事業に取り組み、市民の皆さまの「学び・育つ教育環境」を引き続き支えてまいります。

令和6(2024)年4月

古賀市長 田辺 一城



## 1 古賀市教育の基本目標

「すべての人が尊重し合い 未来を拓く子どもたちが輝くまち」

家庭・学校・地域の連携・協力のもと、ふるさと古賀を愛し、地域の課題解決に意欲と責任をもって学び続け、人権尊重の精神を基底とし、ふるさとの自然と文化に誇りをもち、心豊かで創造性・協調性に富む人が育つ、教育の充実を図ります。

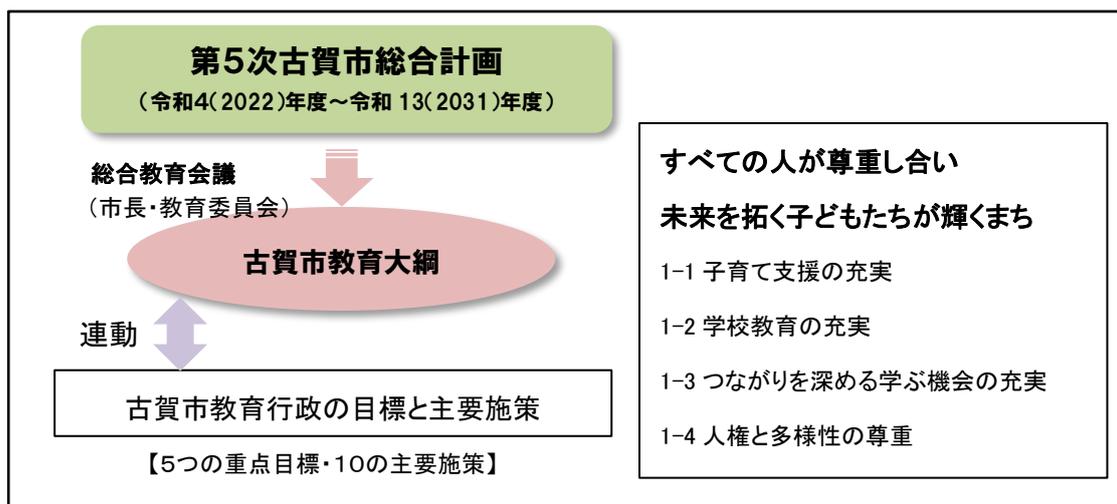
子どもたちの「生き抜く力」を育むために、これまで市独自に積み上げてきた、一人ひとりの児童生徒にきめ細かく対応するための諸施策の充実を図り家庭や地域と連携しながら、心豊かで健やかな子どもの育成をめざして、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を推進します。

生涯学習の総合的な活動拠点となるリーパスプラザこが（中央公民館・図書館・歴史資料館・交流館）の機能充実と体制の整備に努め、古賀市の誇れる文化財と歴史遺産の保存・活用と次世代への継承、豊かな心を育む文化芸術活動を促進するとともに、明るく元気に交流し合うスポーツ活動を促進します。

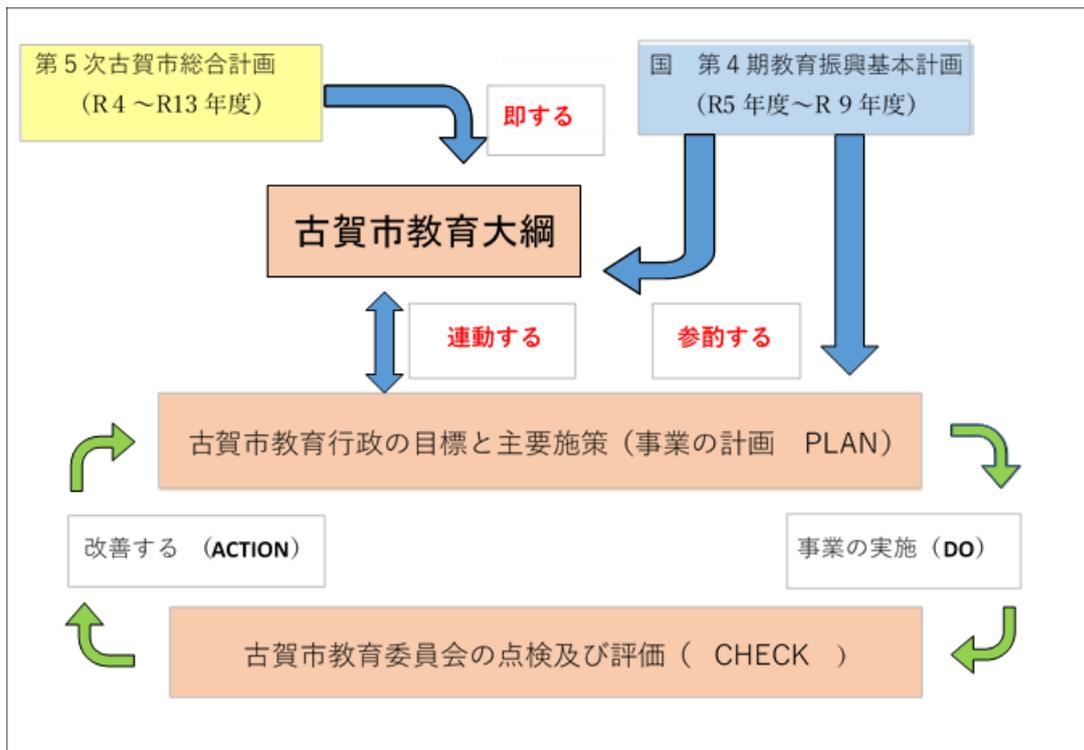
## 2 大綱策定の趣旨

平成26年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成27年4月から市長と教育委員会との連携強化を図るため、地方教育団体の長及び教育委員会で構成する「総合教育会議」を開催し、国の教育振興基本計画を参酌して、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとされました。

これを受けた古賀市教育大綱は、市長が古賀市の目標や施策の根本となる方針を定めるものです。「第5次古賀市総合計画」の基本目標に基づく政策及び施策に即し、教育委員会が策定する「教育行政の目標と主要施策」と連動して、古賀市の教育がめざす方針を示したもので、古賀市教育総合会議での協議を経て策定しました。福祉、地域振興など他の分野とも密接に連携させながら、教育行政の総合的な推進を図ります。



### 3. 第5次古賀市総合計画と古賀市教育大綱と古賀市教育行政の目標と主要施策との位置づけ



#### (1) 大綱の位置づけ

この大綱は、本市教育行政に関する目標や基本方針を定めるもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、総合教育会議における教育委員会との協議・調整を経て市長が定めるものです。

#### (2) 大綱の対象

この大綱は、家庭や地域における教育活動や子育て支援なども含めた、学校教育・社会教育・生涯学習にかかる分野を対象とします。

#### (3) 大綱の期間

この教育大綱の対象期間は、急激に変化する社会情勢や国の教育振興基本計画の改訂時期を見据え、令和6年度(2024年度)～令和9年度(2027年度)の4年間とします。

## 4 大綱の重点目標

「第5次古賀市総合計画」に基づき、以下7つの目標の実現を図ります。

- (1) 「生き抜く力」を育み、未来を切り拓く子どもを育成する学校教育の充実
- (2) 人権と多様性を尊重する意識を高める学校・社会教育の推進
- (3) 青少年が健やかに育つ環境の充実
- (4) 明るく元気に交流し合うスポーツ活動の促進
- (5) 豊かな心を育む文化芸術活動の促進
- (6) 郷土愛を育む文化財の保存・活用
- (7) 学び合いを支える社会教育・生涯学習の活性化

**(1) 「生き抜く力」を育み、未来を切り拓く子どもを育成する学校教育の充実**  
すべての子どもが自分の未来について具体的な将来像を描き、主体的な学びによって、自らの可能性を最大限に発揮し、人生を切り拓いていける「生き抜く力」を育む学校教育の充実に努めます。

### **(2) 人権と多様性を尊重する意識を高める学校・社会教育の推進**

人権を尊重する古賀市を実現するため「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「福岡県人権教育・啓発基本指針」及び「古賀市人権施策基本指針」を踏まえ人権と多様性について全ての児童生徒が理解し、インクルーシブ社会の実現に寄与できるようにするために、平和学習など学校教育全体を通じて、自他の人権を守ろうとする実践力をもった児童生徒を育成します。

社会教育においても、各種会議や講座、関係団体の指導者研修で人権に関する内容を取り入れ、市民の一層の人権啓発に努めます。

### **(3) 青少年が健やかに育つ環境の充実**

青少年を取り巻く環境が大きく変化している中、青少年一人ひとりが「生き抜く力」を身につけ、自主性と協調性を持って心と体が健全に成長しているまちをめざし、地域や子育て団体、NPO等の行動する主体とともに青少年健全育成の環境づくりを推進します。

#### **(4) 明るく元気に交流し合うスポーツ活動の促進**

「第2次古賀市スポーツ推進計画」の基本理念「スポーツで市民みんなが、明るく交流しあう都市こが」、基本方針「スポーツで元気な人づくり」「スポーツで元気なまちづくり」に基づき、誰もが気軽にスポーツを実施できる環境をつくり、スポーツに触れ続け、健康づくりや仲間づくり、地域との交流、生きがいつくりの推進などに取り組みます。

#### **(5) 豊かな心を育む文化芸術活動の促進**

子どもたちの豊かな心を育むため、また、全ての人にとって文化芸術が身近に楽しめるまちをめざして、地域の人材を活用しながら子どもたちが文化芸術に触れる機会や学びの場を提供するなど、全ての市民が文化芸術を楽しく、身近なものに感じられるよう、市民・団体・行政が一体となって文化芸術活動を促進していきます。

#### **(6) 郷土愛を育む文化財の保存・活用**

貴重な文化財の保存・活用を適切に行い、子どもたちが身近にある文化財等に気軽に触れ合える機会を増やすことで、郷土への愛着や誇りを育む取り組みをとおし、貴重な文化財を次世代に継承しつつ古賀市の魅力をさらに向上させます。

歴史の薫り豊かなまちづくりや魅力ある観光資源へと発展させるため、文化財の調査・研究・保存を進めるとともに活用を推進します。

#### **(7) 学び合いを支える社会教育・生涯学習の活性化**

生涯にわたって、あらゆる機会・場所において学習できるよう、学習機会の充実を図るとともに、学びの場づくりや環境づくりを進めていきます。

発行者/ 古 賀 市

〒811-3192 古賀市駅東一丁目1番1号

電話 : 092-942-1131 (教育総務課)

FAX : 092-944-5794

Eメールアドレス : [kyoikus@city.koga.fukuoka.jp](mailto:kyoikus@city.koga.fukuoka.jp)

発行日/ 令和6 (2024) 年4月